

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました!!

60
km/h

30
km/h

9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が**時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げ**られました。

生活道路とは、主に地域住民の皆さんが日常生活に利用する、**中央線や中央分離帯などのない比較的幅の狭い道路**のことです。

中央線などがなくても、**道路標識等により最高速度が指定されている道路については、その速度が自動車の最高速度**となります。

標識や標示で速度規制がなされていない



生活道路の例

中央線や中央分離帯などがない

「速度規制のない一般道路は最高速度が時速60キロメートル」という、今までの感覚で走行すると、速度超過の違反となり免許の停止処分を受けることにもなりかねません。速度規制も含めて、御自身がよく使う道路の交通規制について、改めて確認してみましょう。

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあります。これを守ることは、道路を利用する全ての方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、**道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。**

二セ警察詐欺
急増中!

その電話、本当に警察?

若者も被害に!

こんな電話は**詐欺**です!



電話でお金の話をする ▶ **詐欺!**



SNSやビデオ通話で取調べをする ▶ **詐欺!**



逮捕状などをSNSで見せる・送る ▶ **詐欺!**

⚠ 一人で判断せず、家族や周りの人に相談を!

無料アプリで対策!



詐欺の電話をブロック!
防犯情報も受け取れる!



今すぐチェック!

インストールは無料!

不安を感じたら
すぐ相談!



警察相談専用電話

#9110

相談無料

秘密厳守

徳島県警察

みんなで防ごう、二セ警察詐欺!